平成２８年（フ）第７５３号
神奈川県秦野市下大槻410番地２―12―502
債務者　野澤　俊雄
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１５号
神戸市垂水区名谷町字室山1400番地の70　アルペンローズ東多聞306号、従前の住所神戸市垂水区学が丘５丁目２番507―405号
債務者　佐藤　光利
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４号
宮崎県延岡市大貫町３丁目3052番地　コーポ尾崎　407
債務者　金子　尚吾
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第４０８号
沖縄県那覇市牧志２丁目18番27―606号　嘉数ロイヤルマンション
債務者　具志堅君子（旧姓榮野川）
1　決定年月日時　平成29年１月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第７２２号
神奈川県伊勢原市沼目５丁目28番16号　熊沢ハイツ３―105号
債務者　末廣　雅美
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１６５号
広島県福山市手城町４丁目21番14号、住民票上の住所広島県福山市東深津町１丁目22番12―505号エメラルドマンション東深津
債務者　碇野　大太
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第１８９号
広島県福山市大門町５丁目10番50号　グリーンアパート101号
債務者　花澤　隆嗣（旧姓竹村）
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第１９３号
広島県福山市南手城町２丁目19番11号
債務者　片岡スヤコ
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第２４５号
青森県むつ市仲町９―19　冨江竹子方、住民票上の住所青森県むつ市大湊新町34番88号
債務者　大野　智晶
1　決定年月日時　平成29年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１号
神奈川県厚木市上依知2794番地１　アルカディアＢ―203、前住所神奈川県海老名市社家120番地の８
債務者　西濱　正常
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２号
神奈川県厚木市上依知2794番地１　アルカディアＢ―203、前住所神奈川県海老名市社家120番地の８
債務者　西濱　徳子
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３１号
神奈川県小田原市曽我光海19番地の13　イルニード208、前住所神奈川県小田原市国府津2894番地の１　サーパス鴨宮415号
債務者　安井季美子
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３２号
神奈川県小田原市田島207番地の１　コーポのぞみＡ201、前住所神奈川県小田原市国府津2894番地の１　サーパス鴨宮415号
債務者　安井　正和
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１２７号
山口市平井1333番地８　みどりハイツ102号、前住所山口市平井1157番地３　浦山荘102
債務者　久保　健治
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３８６号
東京都杉並区天沼３丁目９－６―101
債務者　大嶋ノブ子
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３９１号
東京都江東区大島１丁目１―11―502
債務者　宮川　弥生
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部